●香川県人事委員会告示第１号

平成12年香川県人事委員会告示第３号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成19年４月１日以後に実施する試験について適用する。

平成19年３月30日

香川県人事委員会委員長　　武　田　安　紀　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

口頭により開示請求を行うことができる個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験の名称	開示する内容		
職員等採用試験（大学卒業程度） 職員等採用試験（短大卒業程度） 職員等採用試験（高校卒業程度）	略	略	略
警察官採用試験（大学卒業程度） 警察官採用試験（高校卒業程度）	略	略	略
略	略	略	略

改正前

口頭により開示請求を行うことができる個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験の名称	開示する内容		
職員等採用上級試験 職員等採用中級試験 職員等採用初級試験	略	略	略
警察官Ａ採用試験 警察官Ｂ採用試験	略	略	略
略	略	略	略